

私立小中学校等給食費助成金のご案内

府中市では、食料品価格を含む物価高騰が継続する現状を鑑み、学校種別や給食の喫食状況にかかわらずすべての小・中学生年代の子どもを養育する家庭に対して負担軽減を図るため、助成金を新設します。

1 事業概要

小・中学校の学齢期のお子さんが私立・国立など府中市立以外の学校に在籍する場合や、府中市立学校に在籍していても、やむを得ない理由により学校給食の提供を受けていない（給食を停止している）場合に、給食費または昼食費に相当する額を助成します。助成金の交付には**毎年の申請が必要です**。

なお、府中市学校給食代替費助成金その他の学校給食費に係る助成金等の交付を受けている場合や、学校給食の無償提供を受けている場合は対象とはなりません。

2 支給要件

次のすべてを満たすご家庭が対象となります。同一児童・生徒につき複数の保護者から申請することはできません。

- 保 護 者**

 - ☐ 対象の児童・生徒と同居し、養育している
(入寮等の教育上やむを得ない理由により別居している場合はご相談ください。)
 - ☐ 府中市に住民登録があり、現に府中市内に居住している
(避難中などの事情により、府中市内に居住しているが府中市に住民登録がない場合はご相談ください。)
 - ☐ 府中市の学校給食費を滞納していない
 - ☐ 給食費・昼食費について他制度による補助や給食の無償提供を受けていない

児童・生徒

 - ☐ 小・中学生年代である
 - ☐ 次のいずれかに該当する
 - ・府中市立以外の小中学校等に在籍している
 - ・府中市立学校に在籍しており、給食を停止[※]している（弁当持参者を除く）

※給食停止の手続は在籍校へ「学校給食申込内容変更等届出書」(市 HP からダウンロード可)をご提出ください。

3 助成額

府中市給食費月額に助成月数を乗じて算定します。府中市学校給食を喫食した日がある場合、その喫食回数に府中市学校給食1食あたりの価格を乗じた額を差し引きます。他制度の補助等がある場合は助成対象外です。

学年区分	月額	×	助成月数 (最大 11 か月)	—	府中市給食喫食回数 に給食単価を乗じた額	＝	助成額
小学校低学年	4,300 円						
小学校中学年	4,500 円						
小学校高学年	4,700 円						
中学生	5,200 円						

4 助成対象期間

当該年度の４月１日から翌年３月３１日までの間で、**２ 支給要件**に該当する期間を助成対象期間とします。月途中での転出入や府中市立学校の給食再開があった場合は、その月は対象期間に含めません。ただし、異動日とその月の府中市学校給食の初日より前または最終日より後の場合は、異動月も対象期間として認められることがあります。

また 8 月は長期休暇中につき助成対象外のため、助成対象月数は最大 11 か月です。

例1) 5月10日に府中市に転入し、12月20日に他市に転出した場合 → 6月～11月までが対象期間

例2) 4月3日に府中市に転入し、府中市学校給食の初日が4月10日だった場合 → 4月～対象期間

5 申請・給付のフロー

申請は転校等がない場合も年度ごとに行う必要があります。

1 申請	保護者→市	申請書と必要書類を市へ提出
2 確認・審査	市	在籍・府中市学校給食提供状況・対象月数等を確認
3 交付決定	市→保護者	交付・不交付、助成額、振込時期等を通知
4 変更申請	保護者→市	対象者要件から外れた場合や、振込口座へ変更が生じた場合など、必要に応じ変更申請をおこなう
5 給食喫食数報告	府中市立学校→市	府中市学校給食の喫食があった場合に府中市立学校から市に報告。報告があった喫食回数に応じて助成金を減額
6 決定内容の変更	市→保護者	決定内容から変更が生じた場合にのみ、確定した内容を通知
7 振込	市→保護者	申請時に指定した口座へ振込（申請時期により、2回払いまたは1回払いでお振り込みします）

上半期の振込後、下半期の振込まで4～7を繰り返す

6 申請方法・期日

- 申請方法 電子申請または申請書に記入の上、下記提出先まで郵送してください。
- 申請期日 **令和9年2月1日（必着）**までの申請は令和8年4月に遡り、支給要件に該当する月の助成を受けることができます。それ以降は助成開始希望月の10日までに申請してください。

7 よくあるご質問

- 給食は停止していませんが、しばらく不登校です。令和8年4月に遡り助成を受けることはできますか。
⇒ 府中市立学校に在籍する場合は給食を停止していた期間のみ遡りの対象になります。これから給食を停止する場合、停止した翌月から助成の対象となります。
- 府中市立学校で給食停止した場合、登校するときはお弁当持参になるのでしょうか。
⇒ 給食停止中に登校しても給食が食べられるよう、各学校に若干の予備分を用意しています。給食を食べた回数分は助成金額から差し引き交付します。登校頻度が高い場合は予備での対応が難しくなるため給食停止はしないでください。
- 私立学校に通っていますが、月額7,000円の給食費を支払っています。助成額も在籍校の給食費に合わせて月額7,000円で算定されますか。
⇒ 実際に支払っている給食費と府中市給食費月額に差がある場合も、助成金は府中市給食費月額に助成月数を乗じた金額で算定します。
- インターナショナルスクールに通っていますが、市立学校へ体験入学する期間の助成金はどうなりますか。
⇒ 府中市学校給食を食べた回数分は助成金額から差し引き交付します。ひと月全体に渡り体験入学することがあらかじめ分かっている場合は、申請時にその月を対象月から除外して下さい。
- 他制度による補助を受けていますが、それが給食費・昼食費に対する補助ではない場合は申請できますか。
⇒ 「給食費・昼食費に対する補助」と特定されない補助については受給していても申請可能です。

8 お問い合わせ・申請先

〒183-0003 府中市朝日町3丁目13番地
府中市教育部学務保健課給食センター（給食費担当）
電話 042-366-8375
✉ gakumuhoken03@city.fuchu.tokyo.jp



[府中市 HP](#)



[申請](#)



[変更申請](#)